

医療機器に関する税制について

2019年3月29日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号。以下「改正法」という。）により、医療用機器の特別償却制度が見直され、「①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備のための「②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた「③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度」の対象の拡充・見直しが行われました。

さて、改めて2年延長（～2023年3月31日）された制度について、医政発0331第3号「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」（2021年3月31日付）にて、一部見直しに伴う変更がありましたので、変更ポイントと合わせて税制全体をご紹介します。

また本パンフレットには、税制の概要だけではなく医療機関でどのようなメリットがあるかもまとめておりますので、医療機器を購入した際にお役立て頂ければ幸いです。

Point!

主な見直し点について

「③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度」について、

1. 対象機器の見直し ※欄外を参照

《追加機器》

- ・眼底カメラ（補償光学技術を用いるものに限る）（眼科用機器）
- ・眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ（眼科用機器）
- ・デジタル印象採得装置（歯科用機器）

《削除機器》

- ・眼科用超音波画像診断装置（超音波）；より高い性能を備えた別の医療機器への移行
- ・超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置（超音波）；取得価格が500万円以下となった
- ・回転式マイクロトム（マイクロトム）；市場に流通している製品が存在しない
- ・高頻度人工呼吸器（人工呼吸器）；取得価格が500万円以下となった

2. 特定の医療機器（CT、MRI）の配置効率化等を促す仕組み

従前は、「病院」のみが都道府県の“確認”を得ることが必要とされていたが、2021年度からは、「診療所」も都道府県の“確認”を得ることが必要とされることとなった。

※①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度についての変更はありませんでした。

※最新の対象機器（高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が指定する機械及び装置並びに器具及び備品）は、厚生労働省告示「租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件」の別表をご確認ください。

I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

対象期間

2019年4月1日
～2023年3月31日
※2年延長（2025年3月31日）

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

【趣旨】

医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とする。**取得価額30万円以上、取得価額の15%の特別償却。**

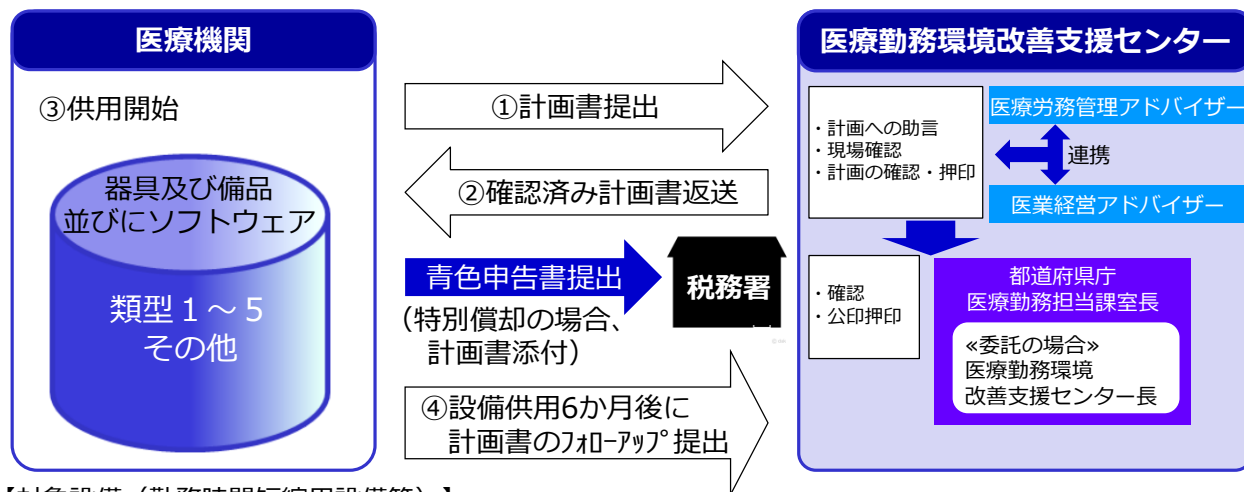
【制度対象期間】

2019年4月1日～2023年3月31日 ※2年延長（2025年3月31日）

【対象者】

青色申告書を提出する法人（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む。以下同じ。）又は個人で医療保健業を営むもの。

【医療機関手続き書類提出等のフローイメージ】



【対象設備（勤務時間短縮用設備等）】

類型1；労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

- ・勤怠管理を行うための設備等（ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの）
- ・勤務シフト作成を行うための設備等（勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの）

類型2；医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

- ・書類作成時間の削減のための設備等（AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの）
- ・救急医療に対応する設備等（画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの）⇒撮影スピードの速さ、画像再構成の処理速度等
- ・バイタルデータの把握のための設備等（ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するためのもの）

類型3；医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

- ・医師の診療を補助する設備等（手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等※1、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの）

※1 画像診断装置の一般名称（参考例）

核医学診断用検出器回転型 SPECT 装置、X線 CT 組合せ型ポジトロン CT 装置、超電導磁石式全身用 MR、永久磁石式全身用 MR 装置、デジタル式歯科用パノラマ X線診断装置、デジタル式歯科用パノラマ・断層診断 X線診断装置、アーム型 X線 CT 診断装置、全身用 X線 CT 診断装置（4列未満を除く。）、移動型アナログ式汎用 X線診断装置、移動型アナログ式汎用一体型 X線診断装置、ポータブルアナログ式汎用一体型 X線診断装置、据置型アナログ式汎用 X線診断装置、移動型デジタル式汎用一体型 X線診断装置、移動型アナログ式汎用一体型 X線透視診断装置、移動型デジタル式汎用一体型 X線透視診断装置、据置型デジタル式汎用 X線透視診断装置、据置型デジタル式循環器用 X線透視診断装置、据置型デジタル式乳房用 X線診断装置、腹部集団検診用 X線診断装置、胸部集団検診用 X線診断装置、胸・腹部集団検診用 X線診断装置、二重エネルギー X線吸収測定一体型装置、超音波診断装置

I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

対象期間

2019年4月1日
～2023年3月31日
※2年延長（2025年3月31日）

類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

- ・医師が遠隔で診断するために必要な設備等（遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの）

類型5； チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

- ・医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等（院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの）
- ・予診の為の設備等（通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの）
- ・医師の検査や処方の指示を電子的に管理するための設備等（電子カルテ^{※2}、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム^{※3}、画像診断部門情報システム^{※4}、医療情報統合管理システム^{※5}等診断情報と医師の指示を管理できるもの）

※2 労働時間を短縮するための機能としては、次のようなものがある。

患者への説明用に、検体検査結果、画像検査結果等を1画面にまとめて表示する機能、必要な同意書や説明書はオーダ入力時に自動で印刷される機能、医療辞書の搭載をすることができる機能、問診システムと連動することができる機能、院内の場所を選ばずに患者状態把握を行える機能(モバイルシステム等)、代行入力された指示について、複数の指示内容をまとめて確認して承認することができる機能、患者説明用のパスを画面に表示したり、印刷する機能、カルテ記載の入力にあたって、音声入力を利用することができる機能、モバイル機器を利用し、写真付きの記録を記載できる機能、検査結果や患者情報などを、記録に自動反映できる機能、次回予約日までの処方日数を自動判定する機能、診療予約と検査予約を関連してとる場合、両方の予約台帳を見ながら予約をとることが出来る機能、記載された文書の検索やスキャン有無が、短時間で患者横断的に確認できる機能、退院サマリの記載有無の確認、記載依頼ができる機能、紹介状等の紙媒体を電子化して保存・閲覧できる機能、診療の過程を集約して参照できる機能、電子体温計や電子血圧計の測定結果を、自動で電子カルテに取り込むことができる機能、心電図モニターとの連携により、定期的にバイタル情報を取り込むことができる機能、よく利用する記載のテンプレート化を行う事ができる機能等を有するもの

※3 DICOM 画像だけでなく、超音波検査（動画像）、内視鏡データや一般的なファイルサーバが扱う汎用ファイル等を管理し、各診療科向けレポートシステムの提供ができるシステム（PACS（画像保存通信システム(Picture Archiving and Communication Systems)）等）で、患者毎の臨床画像やデータの集約機能を有するもの

※4 PACS、レポートシステムとの連携や、各種リスクへの警報機能、経営的視点から画像診断部門業務を解析する統計サマリ機能などを有するシステム（RIS（放射線科情報システム(Radiology Information Systems)）等）で、撮影中、隙間時間で次の撮影の準備を並行で行うことができる機能を有するもの

※5 従来、ベンダーや部門システムごとに独立していた画像、文書等の診療データを統合・管理し、表示、加工にいたるまで、顧客診療データをより開かれた使いやすいデータに統一管理するシステムで、施設毎に違うIDを持つ同一患者のデータの一元化する機能を有するもの

- ・医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等（医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム^{※6}、画像診断装置等のリモートメンテナンス^{※7}、電子カルテ、レセプトコンピュータのリモートメンテナンス^{※8}など）

※6 コードマスター、データベースなどをもとに、GS1バーコードの自動読み取りを行い、特定保険医療材料等の物品管理、使用記録の追跡、取り違えの防止等を図るためのプログラム、副作用、不具合に伴うリコール時、トレースを明確に実行するプログラム、医事会計に活用するプログラム等の機能を有するもの

※7 画像診断装置等の機器がインターネット回線にて企業とつながり、機器の不具合対応やS/Wのバージョン管理を企業側にて管理・対応するシステム又はソフトウェア

※8 電子カルテ等の機器がインターネット回線にて企業とつながり、機器の不具合対応やS/Wのバージョン管理を企業側にて管理・対応するシステム又はソフトウェア

なお、上記類型1～5において明示していない設備等については、勤務時間短縮用設備等の製造メーカー又は販売会社が、パンフレットや仕様書において医師等医療従事者の労働時間削減につながるような性能として、従来の製品より3%以上の効率化を謳っていることを要件とする。

I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

対象期間

2019年4月1日
～2023年3月31日
※2年延長（2025年3月31日）

Point!

働き方改革 ⇒ 生産性向上の支援 ⇒ 医療の質の向上

類型1～5の分類で明示されていない設備については、第1に医療機器を購入した企業に「従来の製品より3%以上の効率化」を示している資料を入手して下さい。

第2に医療機関側の先生方から勤改センターのアドバイザーに対して、『導入する機器が如何に医師及び医療従事者の働き方改革（勤務時間短縮）につながり、医療の質を高めること（患者さんが満足する医療）につながっているか』を伝えて下さい。その対応次第では、類型1～5の分類への追加登録も可能となります。

また、この税制は2024年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートすることを踏まえ、適用までの5年間で医師労働時間の短縮を推進するために制定されています。先生方の勤務時間が6ヶ月でどれ位削減できるかの計画書・報告書によって効果判定が可能となりますので、5年間以上税制を継続させるためにも是非ともこの税制を活用して下さい。

Q&A

Q 「I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」を活用する際、医療機器を購入した企業から証明書を発行してもらう必要があるか

A この特別償却制度についての工業会作成の証明書はありません。お客様側で医師等勤務時間短縮計画（別添1）と医療機器等導入6ヵ月後に医師等勤務時間短縮計画報告書（別添2）の提出が必要になります。

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

【趣旨】

地域医療構想調整会議において提出・確認された各医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能毎の病床数に関する具体的対応方針（以下「具体的対応方針」という。）に基づき病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を、特別償却の対象とする。**取得価額の8%の特別償却。**

【制度対象期間】

2019年4月1日～2023年3月31日

【対象者】

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの。

【対象設備】

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（土地及び医療用機器等については含まない）

Point!

土地及び医療用機器等は含まれません

I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

対象期間

2019年4月1日
～2023年3月31日
※2年延長（2025年3月31日）

③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度

【趣旨】

高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があるため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とする。取得価額500万円以上、取得価額の12%の特別償却。

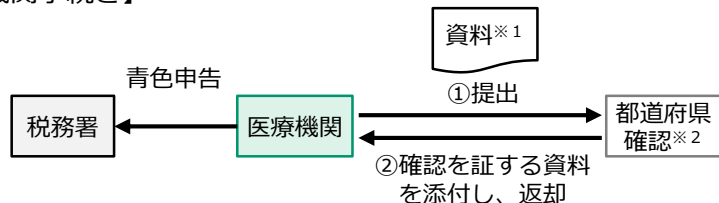
【制度対象期間】

2019年4月1日～2023年3月31日

【対象者】

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの。

【医療機関手続き】



Point!

2021年4月以降に診療所でCTやMRIを購入する場合も?!

診療所においても全身用CT・MRIを購入する場合は使用実績等を確認することとなりました。

※1；全身用CT・MRIの利用回数を示す書類、連携先の病院又は診療所と連名で作成した全身用CT・MRIに係る共同利用合意書等の特定の病院又は診療所と共同利用を行う予定であることについて連携先の病院又は診療所と合意していることを示す書類、地域医療構想調整会議において全身用CT・MRIに係る協議を行った際の資料等の地域医療構想調整会議において協議を行い適当と認められたことを示す書類のいずれか

※2；既存の統計調査等から利用回数に明らかな虚偽が認められないこと、連携先の病院若しくは診療所に共同利用を行う予定である全身用CT・MRIが既に備えられていないこと又は地域医療構想調整会議における協議状況を確認するなど、都道府県として従前より把握している情報を基に適切に判断すること。

【対象設備】

《設備名称》

1. 租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成21年厚生労働省告示第248号）に定める医療機器の内、超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）（以下「全身用CT・MRI」という。）を除く医療用機器。

○追加機器

- ・眼底カメラ（補償光学技術を用いるものに限る）（眼科用機器）
- ・眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ（眼科用機器）
- ・デジタル印象採得装置（歯科用機器）

×削除機器

- ・眼科用超音波画像診断装置（超音波）；より高い性能を備えた別の医療機器への移行
- ・超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置（超音波）；取得価格が500万円以下となった
- ・回転式マイクロトーム（マイクロトーム）；市場に流通している製品が存在しない
- ・高頻度人工呼吸器（人工呼吸器）；取得価格が500万円以下となった

2. 全身用CT・MRI

Point!

①をお勧めします!

CTやMRIを購入した際には、「①地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（類型3）」を活用ください。

I. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

対象期間

2019年4月1日
～2023年3月31日
※2年延長（2025年3月31日）

《設備要件》

1. 設備名称 1 に該当する医療機器を500万円以上で取得した対象者は、税務署へ青色申告を行ってください。
(※業界団体、並びに企業が発行する証明書等はありません)
2. 病院又は診療所において医療保健業の用に供する全身用CT・MRIについては、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象となります。なお、診療所において、2021年3月31日までに、取得し、医療保健業の用に供した全身用CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため、次に掲げる条件は求められません。
 - イ. **更新**；新規納入される装置（MRI若しくは4列以上のCT）の前年実績（1月～12月の各月の実績）がMRIで40件/月、CTで20件/月を上回っていること。
 - ロ. **新規・増設**；新規・増設した病院が装置を持たない他の病院・診療所との間で連携して装置を利用する予定があること。
- ハ. **イ及びロに該当しない**；地域医療構想調整会議等の協議の場合（医療法第三十条の十四第一項）で認められること

* Q&A *

- Q1** 類型1～5において明示していない設備等については「従来の製品より3%以上の効率化を謳っていることを要件とする。比較対象の製品としては、当該勤務時間短縮用設備等の購入時から法定耐用年数を遡った時点での同一製造メーカーの製品とする」について、法定耐用年数5年の医療機器があり、2021年に購入するとした場合、2016年以前の旧モデルと比較になるのか。その場合、2000年、2010年にモデルチェンジの機器について2010年モデルを購入する際、2000年モデルと比較するのか。
- A1 新たに購入するものと、2016年時点でのモデルと比較（2016年時点から性能が向上しているか）
- Q2** 2017年、2019年、2021年にモデルチェンジ、2021年モデル購入する場合は3世代前の2017年モデルと比較するのか。
- A2 そのとおり
- Q3** 類型1～5において明示していない設備等については「3%以上の効率化を謳っていることを要件」としているが、効果をうたっていない製品は対象外か。
- A3 そのとおり。ただし、学術論文等でその効果が示されているものであれば、代替可能であり、メーカーや医療機関がそれを説明する文書を添付すれば対象となる場合もある。
- Q4** 電子カルテなどを導入する際には、複数の機器を組み合わせる導入しなければ計画に記載する効果を得られないことが想定されるが、その場合はどのような計画になるのか。
- A4 通常、1組又は1式で購入するような機器については、1組又は1式という購入方法で差し支えない。このため、計画にも、導入する機器については1式等と記載することになる。
- Q5** 特別償却の税制優遇を受けられる設備等は、中古で取得したのも対象になるのか。
- A5 中古は対象外。
- Q6** CT、MRIなどは、既存の高額医療機器の特別償却制度にもあるが、勤務時間短縮用設備等として取得した場合は12%ではなく15%の償却率が適用されるのか。
- A6 通常の高額医療機器の特別償却として取り扱う場合（③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度；設備名称1）には12%の償却率が適用され、15%の償却率は適用されないが、勤務時間短縮用設備等として医師勤務時間短縮計画に記載され、今般の税制上の手続きが行われる場合には15%の償却率が適用される。ただし、12%の償却率を併用することはできない。
- Q7** 補助金等を活用したものであっても対象となるのか。
- A7 補助金等を活用したものであっても対象になるが、通常、会計基準によって、購入金額から補助金分を差し引いた、いわゆる圧縮記帳方式等で当該法人の財務諸表が作成されるため、補助金が充てられている部分に対して税制優遇が適用されることはない。

主な税制と措置について

設備の種類 (価額要件)	器具・備品 (医療機器、電子計算機等)	ソフトウェア (30万円以上)	建物付属設備	機械装置	工具	
支援措置	国税	【Ⅰ. 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度】				
		①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度 (30万円以上) (普通償却 + 取得価額の15%の特別償却)	②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度 (普通償却 + 取得価額の8%の特別償却)			
	改	③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度 (500万円以上) (普通償却 + 取得価額の12%の特別償却)				
	地方税	【Ⅱ. 生産性向上特別措置法】固定資産税特例 ・新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ~1/2の間で市町村が定めた割合に軽減。			⑤機械装置 ・価額； 160万円以上 ・販売開始時期； 10年以内	⑥工具 ・価額； 30万円以上 ・販売開始時期； 5年以内
		④器具備品 ・価額；30万円以上 ・販売開始時期；6年以内				



Point!

特別償却を採用する局面は？

- ・翌期以降の業績が悪くなると予想される場合（黒字→赤字→赤字）
 - ➡ 減価償却を前倒して費用化することで将来の負担を軽減することができる
- ・当期の納税額をできるだけ抑えたい時
 - ➡ 資金繰り等の関係で当期の納税額をできるだけ抑えたいという場合に有効
- ・赤字決算が連続すると予想される場合（赤字→赤字→黒字）
 - ➡ 翌期も赤字決算の場合は、繰越した税額控除が無駄になってしまうので特別償却により繰越欠損金を作っておいたほうが将来の黒字決算に備えるという観点で有効

	特別償却	税額控除
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・翌期以降の業績が悪くなると予想される場合 ・当期の納税額をできるだけ抑えたい時 ・赤字決算が連続すると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の取得価格を複数期にわたって全額（100%）経費に落とせる ・取得した年度の税額を一定割合で軽減する^{注）}ことができる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した年度でしか適用できない ・大規模な設備投資を予定している場合には、投資年度の利益を十分に見極めたうえで投資を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除できる上限が税額の一定割合だけ

注) 税額が少ない場合には、全額控除できない場合もあります。



2021年4月改訂 第2版
2023年4月一部追記 第3版

編集 (一社) 日本画像医療システム工業会 経済部会 税負担控除検討委員会

発行 一般社団法人 日本画像医療システム工業会

〒112-0004東京都文京区後楽2丁目5番1号住友不動産飯田橋ファーストビル1階

TEL. 03-3816-3450 <http://www.jira-net.or.jp>

(本誌の無断複写・複製・転載を禁じます。)